

奈良県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十一号

奈良県立自然公園条例の一部を改正する条例

奈良県立自然公園条例（昭和四十一年十二月奈良県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 公園計画及び公園事業（第五条―第九条）」を
「第三章 公園計画
第四章 公園事業

（第五条・第六条）

（第七条―第十六条）」に、「第四章」を「第五章」に、「第十条―第十五条」を「第

十七条―第二十二条」に、「第五章」を「第六章」に、「第十六条・第十七条」を「第二十三条・第二十四条」に、「第六章」を「第七章」に、「第十八条・第十九条」を「第二十五条―第二十七条」に改める。

第一条中「図り、もつて」を「図ることにより、」に改め、「資する」の下に「とともに、生物の多様性の確保に寄与する」を加える。

第二条第二号中「施設」を「事業」に改める。

「第三章 公園計画及び公園事業」を「第三章 公園計画」に改める。

第五条の見出し中「及び公園事業」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「又は公園事業」を削り、「公示しなければ」を「公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければ」に改め、同項を同条第二項とする。

第六条の見出し中「及び公園事業」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前条第三項」を「前条第二項」に改め、「又は公園事業」を削り、同項を同条第二項とする。
第十九条を第二十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十七条 第八条第九項、第十一条又は第十二条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第八条第三項の認可を受けた者に限る。）は、五万円以下の過料に処する。

第十八条第一項中「第十三条第一項」を「第十三条又は第二十条第一項」に改め、同条第二項第二号中「第十一条」を「第十八条」に、「付せられた」を「付された」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号中「第十条第三項」を「第十七条第三項」に改

め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第八条第六項の規定に違反して、同条第四項各号に掲げる事項を変更した者（同条第三項の認可を受けた者に限る。）

二 第八条第十項の規定により認可に付された条件に違反した者

第十八条第三項中「第十二条第二項」を「第九条又は第十九条第二項」に、「者には」を「者は」に改め、同条第四項第七号中「第十六条第五項」を「第二十三条第五項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「第十五条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第十五条第一項第一号」を「第十二条第一項第一号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第十四条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第十四条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第十二条第五項」を「第十九条第五項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第十二条第一項の規定による」を「第十九条第一項の規定に違反して、」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第十八条を第二十五条とする。

第六章を第七章とする。

第五章中第十七条を第二十四条とする。

第十六条第一項中「又は特別地域の指定に関して実地調査をする」を「公園計画若しくは公園事業の決定又は公園事業の執行に関し、実地調査のため」に改め、同条第四項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条を第二十三条とする。

第五章を第六章とする。

第十五条第三項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、第四章中同条を第二十二条とする。

第十四条の見出し中「報告の徴収」を「報告徴収」に改め、同条第一項中「第十条第三項」を「第十七条第三項」に、「第十二条第二項」を「第十九条第二項」に改め、同条第二項中「第十条第三項、第十二条第二項」を「第十七条第三項、第十九条第二項」

に、「当該職員をして」を「その職員に」に、「立ち入らせ、又は第十条第三項各号若しくは第十二条第一項各号」を「立ち入り、第十七条第三項各号若しくは第十九条第一項各号」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の規定による立入検査又は立入調査をする」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条を第二十一条とする。

第十三条第一項中「第十条第三項の規定、第十一条」を「第十七条第三項の規定、第十八条」に、「付せられた」を「付された」に改め、同条第二項中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第三項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条を第二十条とし、第十二条を第十九条とし、第十一条を第十八条とする。

第十条第三項ただし書中「当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際に着手していた行為若しくは第六号に規定する物が指定された際に着手していた同号に掲げる行為又は」を削り、「行う行為」の下に「又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うもの」を加え、同項第十三号を第十六号とし、第十二号を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、同項第十号中「（以下この号において「指定動物」という。）」を削り、「指定動物の」を「当該動物の」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

第十条第三項第九号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

第十条第三項中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

第十条第五項中「特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地域内において第三項各号に掲げる行為又は同項第六号に規定する物が指定された際同号

に掲げる」を「第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該」に、「その指定又は区域の拡張の」を「同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなった」に改め、同条第七項中「木竹を植栽し、又は家畜を放牧しよう」とを「木竹の植栽又は家畜の放牧（第三項第十一号又は第十三号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしよう」とに改め、同条を第十七条とする。

第四章を第五章とする。

第九条中「前二条」を「第八条から前条まで」に、「前条」を「同条」に改め、第三章中同条を第十六条とし、第八条を第十五条とする。

第七条第二項中「市町村は」を「市町村その他の県以外の地方公共団体（以下「市町村等」という。）は、規則で定めるところにより」に改め、同条第三項中「市町村」を「市町村等」に改め、「者は」の下に「、規則で定めるところにより」を加え、同条に次の七項を加える。

4 第二項の同意を得ようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 第二条第三号に規定する規則で定める施設（以下この条において「公園施設」という。）の種類

三 公園施設の位置

四 公園施設の規模

五 公園施設の管理又は経営の方法

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の同意を得た者又は第三項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。

）は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、市町村等にあつては知事に協議し、その同意を得なければならない。ただし、県及び市町村等以外の者にあつては知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の同意を得ようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定める

ところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 公園事業者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

10 第三項又は第六項の認可には、自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

第七条を第八条とし、同条の次に次の六条を加える。

(改善命令)

第九条 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があるときは、前条第三項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(承継)

第十条 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が市町村等である場合にあつては知事に協議し、その同意を得たとき、合併法人等が県及び市町村等以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2 公園事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。

3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第八条第三項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第二項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。
(公園事業の休廃止)

第十一条 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又はこれを廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならぬ。

(認可の失効及び取消し等)

第十二条 公園事業として行う事業が他の法令又は条例の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第八条第二項の同意又は同条第三項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第八条第二項の同意又は同条第三項の認可が失効したときは、当該同意又は認可が失効した者は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならぬ。

3 知事は、第八条第三項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。

一 第八条第六項若しくは第九項又は前条の規定に違反したとき。
二 第八条第十項の規定により同条第三項又は第六項の認可に付された条件に違反したとき。

三 第九条の規定による命令に違反したとき。

四 偽りその他不正の手段により第八条第三項又は第六項の認可を受けたとき。

(原状回復命令等)

第十三条 知事は、第八条第三項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査)

第十四条 知事は、第八条第三項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六条の次に次の章名及び一条を加える。

第四章 公園事業

(公園事業の決定)

第七条 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。

- 2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。
- 3 前二項の規定は、公園事業の廃止又は変更について準用する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良県立自然公園条例(以下「改正後の条例」という。)第十三条の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の条例第八条第三項の認可に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該認可を取り消された者について適用する。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

- 4 奈良県事務処理の特例に関する条例(平成十二年三月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二の三十一の項事務の欄1中「第十条第三項」を「第十七条第三項」に改め、同欄2中「第十二条第一項」を「第十九条第一項」に改める。